

島根県中山間地域研究センター「GISモデル事業」実施要領

平成21年4月1日制定
平成28年4月1日一部改正
令和元年5月1日一部改正
令和3年2月9日一部改正

1. 目的

島根県中山間地域研究センター（以下「センター」という。）は、GISの普及・啓発を図るため、島根県民が行う先駆的なGIS活用について技術的な支援を行う。

2. 対象団体

島根県内の市町村・学校・コミュニティ・NPO等の団体を対象とする。
（営利を目的とするものは対象外。）

3. 申請及び認定

GISモデル事業の認定を受けようとする者は、別紙申請書及び事業計画書に必要な事項を記入の上、センターに申請するものとする。（申請は随時受付。）

センター所長は、提出された事業内容等を審査の上、GISモデル事業として認定する。

4. 支援内容

- (1) GISモデル事業実施団体が行うGISマップ作成・データ入力等について、センター職員が技術的な支援を行う。
- (2) GISソフト（MapInfo、地図太郎等）の操作研修の実施
- (3) 島根県統合型GIS操作マニュアル等の無償提供
- (4) GISマップ等の大判印刷
（A0～A2版・カラー印刷：10枚まで無料）

5. 留意事項

- (1) 個人情報の保護について留意すること。
- (2) GISモデル事業の内容や実施団体に問題があるとセンター所長が判断した場合には、認定を取り消す。

6. 成果物の提出等

- (1) GISモデル事業実施団体は、事業終了後速やかにGISマップ等の成果物をセンターに提出すること。
- (2) センターは、GISモデル事業実施団体が作成したGISマップ等の成果物をセンターの研究、広報、シンポジウム等において使用することができるものとする。（個人情報を含む場合は、その使用の可否についてはGISモデル事業実施団体に確認する。）

<お申し込み・お問い合わせ先>

島根県中山間地域研究センター 情報ステーション（担当：渡部）
〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207
TEL (0854) 76-3828 FAX (0854) 76-3758
Email chusankan@pref.shimane.lg.jp
URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/chusankan/>